

規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について
－中立性・透明性の確保について－
新旧対照表

現 行	改定(案)	備 考
規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について －中立性・透明性の確保について－ 策定 平成 27 年 2 月 16 日 (省略) 1. 経緯 (省略) これを受けて、原子力機構は、平成 26 年 4 月の組織改正において、原子力安全規制行政の技術的支援を行う両センターを含む安全研究・防災支援部門（以下「当部門」という。）を理事長直下の組織とし、規制対象となる施設（以下「規制対象施設」という。）の管理部門（被規制者としての部門）と分離するとともに、平成 26 年に第 2 期中期計画を改訂し^{*1}、中立性及び透明性を確保する旨を明記した。	規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について －中立性・透明性の確保について－ 策定 平成 27 年 2 月 16 日 (変更なし) <u>改定 令和 6 年〇月〇日</u> (変更なし) 1. 経緯 (変更なし) これを受けて、原子力機構は、平成 26 年 4 月の組織改正において、原子力安全規制行政の技術的支援を行う両センターを含む安全研究・防災支援部門（以下「当部門」という。）を理事長直下の組織とし、規制対象となる施設（以下「規制対象施設」という。）の管理部門（被規制者としての部門）と分離するとともに、平成 26 年に第 2 期中期計画を改訂し^{*1}、中立性及び透明性を確保する旨を明記した。 <u>この主旨は、第 3 期及び第 4 期中長期計画に受け継がれている。</u>	

(省略)

本資料は、質の高い安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行う上で、組織としての完全な独立性を確保することは困難であることを踏まえつつ、そのような状況下において原子力安全規制行政に対する技術的支援業務の中立性・透明性を確保し、実効的かつ効率的に業務を遂行するための方策の一環として、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方を取りまとめたものである。

2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について

(省略)

(1)原子力機構以外の原子力事業者等^{*2}との関係

原子力事業者等から独立した運営体制を確保するため、原則、以下のとおりとする。なお、上述1. に示す利益相反の視点から、ここで定義する原子力事業者等は、^{*2}に定義される者のうち、受託事業の対象となる施設等の許可等を受けた者をいう。

- ① 各センターは、原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けない。

(変更なし)

本資料は、質の高い安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行う上で、組織としての完全な独立性を確保することは困難であることを踏まえつつ、そのような状況下において原子力安全規制行政に対する技術的支援業務の中立性・透明性を確保し、実効的かつ効率的に業務を遂行するための方策の一環として、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方を取りまとめたものである。

令和5年度に共同研究の分担の原則が変更になり、相応な適切な額の金銭の提供・収受が必要とされるようになった。当部門で実施する共同研究もこれに従う。

原子力規制委員会からの受託事業については、本資料の主要な要求を引き続き適用する。

2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について

(変更なし)

(1)原子力機構以外の原子力事業者等^{*2}との関係

原子力事業者等から独立した運営体制を確保するため、原則、以下のとおりとする。なお、上述1. に示す利益相反の視点から、ここで定義する原子力事業者等は、^{*2}に定義される者のうち、受託事業の対象となる施設等の許可等を受けた者をいう。

- ① 各センターは、原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けない。ただし、共同研究の実施に当たって、相応の分担のた

② 各センターは、原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。 ③ 各センターは、当該受託事業の対象となる原子力事業者等からの出向者を受託事業に従事させない。 ④ 各センターは、当該受託事業に求められる期間において再委託先^{*3}の従事者が当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を原子力規制委員会からの受託事業に従事させない。 (2)原子力機構内における協力と規制対象施設の利用 原則、<u>原子力機構内で受託事業に従事できる者を以下の者に限定する。</u> ① <u>各センターの本務者及び派遣労働者</u> ② <u>当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に携わっておらず、かつ原子力機構内において受託事業が対象としている規制対象施設の管理にも携わっていない各センターの兼務者及び当部門以外の派遣労働者</u> <u>なお</u>、各センターが受託事業に関し規制対象施設を利用する場合には、各センターが業務の実施に係る条件等を提示した上で、当該施設の管理部門が原子力機構の規定に基づき運転等を行う。	<u>めに必要な場合には、適切な額の金銭を提供・収受する。</u> ② 各センターは、原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。 ③ 各センターは、当該受託事業の対象となる原子力事業者等からの出向者を受託事業に従事させない。 ④ 各センターは、当該受託事業に求められる期間において再委託先^{*3}の従事者が当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を原子力規制委員会からの受託事業に従事させない。 (2)原子力機構内における協力と規制対象施設の利用 原則、<u>各センターに本務又は兼務する職員等（派遣労働者を含む。）を受託事業に従事させる。原子力機構内であっても、以下の者は従事させない。</u> ① <u>当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に携わる職員等</u> ② <u>当該受託事業が対象としている被規制施設の管理に携わる職員等</u> 各センターが受託事業に関し規制対象施設を利用する場合には、各センターが業務の実施に係る条件等を提示した上で、当該施設の管理部門が原子力機構の規定に基づき運転等を行う。	
---	--	--

(3)例外的措置	(省略)	(3)例外的措置	(変更なし)	
3. 透明性の確保について	(省略)	3. 透明性の確保について	(変更なし)	
4. その他	(省略)	4. その他	(変更なし)	
別紙	(省略)	別紙	(変更なし)	